

東日本大震災対策特別委員会会議録

---

平成30年8月24日（金曜日）

---

出席議員（1名） 議長 三浦 清人 君

---

出席委員（15名）

委員長	山内 昇一 君	
副委員長	後藤 伸太郎 君	
委員	須藤 清孝 君	倉橋 誠司 君
	佐藤 雄一 君	千葉 伸孝 君
	佐藤 正明 君	及川 幸子 君
	村岡 賢一 君	今野 雄紀 君
	高橋 兼次 君	星 喜美男 君
	菅原 辰雄 君	山内 孝樹 君
	後藤 清喜 君	

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

建設課長	三浦 孝君
建設課技術補佐兼 公営住宅管理係長	阿部 彰君

---

事務局職員出席者

事務局長	三浦 浩
総務係長 兼議事調査係長	小野 寛和

午後2時40分 開会

○委員長（山内昇一君） 皆さん、おそろいでございます。ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開催いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

初めに、私から一言ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

委員の皆様には、臨時会終了後の大変お疲れのところ、引き続き特別委員会ということでご協力をいただきまして、大変ありがとうございます。

台風19、20号も先ほどテレビでちょっと拝見しましたが、どうやら大きな爪跡は残していきましたが、東北地方ひいて南三陸町には大きな影響がないものと思っておりますし、またそう祈りたいと思っております。8月下旬となりますと大分秋らしく感じられるところでございますが、まだまだ残暑厳しく、むしろ熱中症対策もまだまだ注意しなければならない。定例会も間近でございますので、皆さんにも十分お気をつけてご活躍のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

さて、本日の特別委員会は、1件目として、請願2の1「高野会館」を震災遺構として保存することに関する請願書についての審査、2件目として、災害公営住宅での修繕を要する箇所について、前回の委員会において確認できなかった部分について、改めて聞き取り調査をするために開催するものであります。

まず、本日の進め方ですが、1件目の請願2の1「高野会館」を震災遺構として保存することに関する請願書については、調査が終了し、それらに対する質疑等も終えていることから、議題に入った後、直ちに討論、採決という形で審査を行います。

次に、2件目の災害公営住宅での修繕を要する箇所については、前回の委員会の中で確認できなかった部分について当局から説明をいただき、その後、委員より質疑を受けたいと思っております。

このように取り進めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

請願2の1「高野会館」を震災遺構として保存することに関する請願書についてを議題とい

たします。

まず初めに、採決の方法についてご意見を伺いたいと思います。

本請願を調査する過程において請願者から町に対して提出された要望書を、本請願書の添付資料として扱うこととし、当該要望書の中には幾つか要望事項が記載されておりました。請願者を参考人として聞き取り調査を実施した際には、保存に関する維持管理費用等の手当てを求めるものではなく、単純に施設周辺の道路環境整備を1町民1事業者として求めるということが本質であるということでした。

しかしながら、あくまでも当町議会に対して提出された請願の趣旨は、高野会館を震災遺構として復興祈念公園エリアの中に組み入れ、保存整備することであります。できるだけ請願者の気持ちを酌み取ることが請願の審査に当たり必要ではありますが、議会先例及び運営基準第132の規定では、請願の訂正を原則認めておりませんことから、提出された請願書の趣旨を尊重し、審査に当たらなければならないと考えております。

したがって、当該審査につきましては、請願の趣旨が1項目でありますことから、採択もしくは不採択のいずれかになろうと思われそうですが、それに対してご意見があれば伺います。何かございませんか。（「なし」の声あり）

ないということで、それではそのような方針により審査を行いたいと思います。

これより討論に入ります。

まず、本請願の採択に対し、反対討論の発言を許します。須藤委員、お願いします。

○須藤清孝委員 私は反対の立場から討論させていただきます。

請願者から提出された請願内容に基づき調査が行われてきましたが、先ほど委員長が申し上げましたとおり、請願の内容に照らし合わせ判断の基準とした場合に、調査を重ねた結果、いろいろ考慮すべき点というのは請願者の気持ちはわかるんですが、請願の趣旨、内容と照らし合わせたのみで判断せざるを得ない中で、私は今回の請願の妥当性というものにちょっと疑問を感じております。

ですので、今回の請願に関しては不採択とすべきと考えています。

○委員長（山内昇一君） ほかに。及川委員。賛成の討論。

○及川幸子委員 それでは、私からは賛成の立場ということで討論させていただきます。

まずもって、この高野会館は町内でも最も安全な建物と言われてきました。外構が残ったことは、それは頑丈な建物だったことがうかがわれます。

また、巨大津波に耐え、327人の命が守られた経緯は奇跡的であり、東日本大震災の体験と

教訓、そして備えを世界に、さらに未来に伝え生かすために、保存展示することが極めて重要であり、自然の猛威の中で残った高野会館が南三陸町の歴史的遺産であると考え、残すべきと思うので、議員皆様方のご賛同をお願い申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。

○委員長（山内昇一君） ほかに討論ございますか。反対討論あれば。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 それでは、私は反対の立場から討論させていただきます。討論は議員各位の、私の意見に対して賛同を求めるという立場からするものでございます。責任のある立場として、この請願について私なりにさまざまな角度から検証いたしまして、自分なりに導き出した結論でございます。責任ある立場だからこそ、ぜひ委員の皆様には聞いていただきたい部分がございますので、この場をおかりして討論をさせていただきますと思います。

まず、7点についてお話をしようと思っておりましたが、先ほどの委員長のお話の中で、請願の願意は請願書によるものであるというようなご発言がございましたので、私が用意してまいりました6点目と7点目に関しては省略させていただきます、5点についてお話をさせていただきます。

まず1点目といたしましては、公園エリアの拡大はできないということ。

2点目といたしましては、町で保存する財源がないということ。

3点目は、アスベストによる健康被害が起こる可能性があるということ。

4点目、津波に対して甘い想定を誘発するおそれがある。

5点目といたしましては、語り部バスと一体での活用が望まれる以上、民間で保有すべきではないでしょうかという5点についてでございます。

一つずつ申し上げさせていただきます。

1点目、公園エリアの拡大はできないということについてでございます。これは調査の中で町当局も明確に申し上げておりました。復興庁とのこれまでの協議の経緯に逆行するものでありまして、復興庁は公園エリアの拡大は認めないと。調査の中では論外であると言われたというような言葉もございました。もう一つ考えなければいけないことは、公園エリアを拡大することは、公園の整備計画を大幅に見直す必要があるということです。それはすなわち、公園の完成時期がおくれるという可能性がございます。一日も早く志津川地区に鎮魂の場を、という多くの町民の声がございます。議会としてそれを無視してよいものでしょうか。いつになったら公園ができるのか。いつになったら志津川地区に鎮魂の場ができるのかという声。

また、現在の祈念公園の計画に対しても、なぜ志津川地区ばかり大きな公園を整備するのかという意見もございます。もっと戸倉や歌津のことも考えてほしいという意見です。その中で

さらに志津川地区の公園を拡大するという判断を下してもよいものなのでしょうか。

また、工期が延びれば、平成32年度までに工事が終わらない可能性が出てまいります。そうなれば公園整備は、町の一般財源で行わなくてはならなくなる可能性がございます。それは事実上不可能だと考えます。以上が1点目の理由でございます。

2点目といたしまして、町で保存する財源がないというお話をさせていただきたいと思えます。調査の中で明らかになりましたが、震災遺構としての維持管理に初期費用を充てるという復興庁の財源がございますが、それは使えないということでございました。また、震災以後、ただでさえ公共施設が大幅にふえて、将来の維持管理が不安視される中、公のものはなるべく民間へという大きな流れに、今回の請願はあえて逆行するものであると考えます。その必要性があるのでしょうか。

そもそも民間で活用していただくということには、町と所有者の方、それぞれの合意がございます。また、町も保存自体に反対しているわけではありません。保存に対して公金を充てられないと言っているだけでございますので、委員各位には十分考えていただきたいところは、請願の不採択イコール保存反対ではないというところです。また、私の知る限り、町の公金を使ってでも高野会館を保存すべきという意見は、町内においては少数派ではないでしょうか。

次に、3点目。アスベストによる健康被害が起こる可能性があるということです。これにつきましては、調査の中である、ないという議論がございました。双方の主張に食い違いがあるというような意見でございます。町はあると言い、所有者はないと言う。しかし、その食い違いは、アスベストがあるかどうかの調査方法が違うということから起きたものでございました。町では、建物のサンプルをとり、建材に含まれる成分を調査しました。所有者の皆さんは、空気中に飛散しているアスベストがないかという調査を行ったと伺っております。結果、建材の中には確かにアスベストはあり、しかし大気中に飛散しているアスベストはなしという、ありとなしが両方成立するものになったわけでございます。

しかしながら、ここで大事なものは、高野会館の中には当時建築基準が今ほど厳格ではありませんでしたから、アスベストが含まれている建材が確かにそこに存在しているということでございます。今すぐにでも対策を講ずるべきかと考えます。アスベストが現在飛散していなくても、それをもって今後将来にわたって健康被害が発生する可能性がなくなったとは言えないものと考えます。そうと知りつつ、そのアスベストを含む会館を町の管理下に置くということを、議会として認めてもいいものなのでしょうか。そこを考えていただきたいと思えます。

安全面で心配の残るものを、多くの方が訪れ、祈りをささげ、復興への思いを新たに祈

念公園の中に組み入れ、保存整備することは果たして可能でしょうか。私は残念ながら大いに問題があると思います。祈念公園の中に会館が保存されるということになれば、そこでもしも事故や健康被害があった場合、誰の責任になるのでしょうか。当然公園の管理者たる町となります。そういう可能性があることを知りながら請願を採択とする場合には、議会にも当然責任が発生するのではないのでしょうか。そのことを考えていただきたいと思うものでございます。

次に、4点目といたしまして、津波に対して甘い想定を誘発するおそれがあるということでございます。高野会館において多くの命が救われたということは、紛れもない事実でございます。しかしながら、冷静になって考えていただきたいのですが、だから次にもし大地震があっても、この高さなら大丈夫ということではありません。震災から我々が学んだ教訓の中で最も大きいものは、想定外は起こり得るというものであろうと思います。

民間の皆様で保存していただくという分に関しまして反対するものではございませんが、町としての管理ということになると、この甘い想定を招きかねない判断は慎重に考えなければいけないのではないかとこのように考えております。前回は助かったと、しかしそれは結果論でございます。次もここで安全だとは限りません。そういうことこそ我々は後世に伝えていかなくてはなりません。

先ほど賛成討論の方もおっしゃっておられましたが、町内で最も安全な建物、地域の避難所に指定、巨大津波に耐え327人の命が守られた経緯は奇跡的、自然の猛威の中で残った、これら請願書の中にある表現からは、その安全性を強調する余り、本当に大切な教訓、想定外は起こり得るという教訓を確実に伝えていこうという謙虚な思いが、もしかしたら抜け落ちてしまっているのではないのでしょうか。私はそのように考えます。

最後に5点目といたしまして、語り部バスと一体での活用が望まれる以上、民間で保有すべきではないのでしょうか。先ほども申しましたが、教訓をどうやって後世に伝えるかということが、最も遺構の大切な役割であろうというふうに思います。しかし、建物をただ残すだけではなく、その役割を現在担っていただいているのは語り部バス、それに乗って語り部活動をしていらっしゃる皆さんだろうというふうに思います。今後も同様に建物の中に入ったり、建物の近くにバスをとめて見学したりという活動を続けていくためには、むしろ民間所有のままのほうが望ましいのではないのでしょうか。

またもう一つ、この点に関しましては、調査の中で要望書、計画書というものを資料として拝見させていただきました。その中には、被災後の状況を極力保存するという請願者の、所有者の方の意向が強く書かれておりました。しかし、我々は現地調査をした際、内部に不特定多

数の人が立ち入るのは危険な状況であったというふうに思いました。軽量鉄骨が天井からぶら下がり、地面には瓦れきがそのまま残されておりました。

町でもしも保存することになるのであれば、その現状を大きく変更せざるを得ないというふうに考えます。民間のものから公共のものとするのであれば、その中で何がをしてもそれは自己責任ですよというような不誠実な対応はできません。事故が起こらないよう責任を持って対処しなければなりません。災害への備えを学びに来て、災害に巻き込まれてしまったのでは本末転倒のきわみです。建物の中は今までどおり、所有者の意向どおり、震災当時のままでというわけにはいかないのではないのでしょうか。

このような点から考えますと、今回の請願を採択するということには大変な困難があると私は考えております。委員皆様の賢明なご判断を期待いたしまして、私の討論とさせていただきます。

○委員長（山内昇一君） 次に、本請願の採択に賛成討論の発言者、倉橋委員。

○倉橋誠司委員 2番、倉橋です。賛成の立場から討論をさせていただきます。

私、実際現場で語り部ということもやっています、今まで主に外国人なんですけれども、ご案内させていただいています。お連れすると、大体もう皆さん感動されて、中には涙を流される方がいらっしゃいます。実際に私も現場でいろいろな方と接してまして、多くの方から、この建物は残していくべきだという率直な意見をお伺いします。

今まで30万人以上ということで請願書にも書かれていますけれども、本当に多くの方が来られてまして、見られてます。私も実際外国人相手にしてまして、これからこの町では交流人口の拡大ということも目指していますので、この高野会館というものを一つの大きなコンテンツというか、目指してくれるべき対象だというふうに思っています。

実際、この9月からダイヤモンドプリンセス号というのが石巻港に来ますけれども、そのこのオプションツアーとして、南三陸町に外国人が観光バスに乗って来るというツアーも実現できるようにになりました。それぐらい関心も多く持っています。

この建物、本当に奇跡的に327人の方の命が助かったわけで、このサクセスストーリーは本当に海外の方に限らず、日本国内の方、将来の子供たちにも伝えるべきもので、やはりこれから残して百年先、あるいはもう極端なことを言えば千年先まで伝えていくべき物語が、この建物にはあるというふうに考えています。

今、後藤伸太郎委員のほうから5点ほど反対理由を示されましたけれども、その中で維持管理費とか初期費用ですね、このあたりは請願者が答弁した際に、町のほうには費用負担を求め

ないというようなことを発言されてます。ですから、そこはちょっと誤解があるかなというふうに思います。ですから、建物自体も復興祈念公園エリアの中には入るんだろうけれども、所有権としては所有者に帰することになるというふうに私は考えています。

あとアスベストのことも、これは建設課長も答弁してましたけれども、アスベストがあるというのであれば、マスク、ゴーグル、手袋、このあたりをしっかりとしてほしいということでしたので、一時的にはそれらで対応はできると思います。でも、将来的にはやはりこのアスベストが飛散しないように、何らか抜本的な改革はもちろんすべきだというふうに思います。

語り部バスとの一体化、一体であるということであれば、民間所有であるということも、所有者が所有権をそのまま持つということであれば、何ら違和感はないかというふうに思っています。ですから、本当にこの高野会館ですね、何と申しますか、実際防災対策庁舎もあるわけなんですけれども、ここがまだちょっとはっきりしていない部分もありますので、高野会館を南三陸町の震災遺構として誇っていくというか、こちらに来ていただく皆さんにお見せして伝えていくべき建物だと思います。

以前、陸前高田市の話もありましたけれども、陸前高田市は実際に5つの震災遺構を持つということにしています。気仙沼市も向洋高校と岩井崎プロムナードセンターの2つ持つということも示しています。ですから、何も1つじゃなければいけないということもないので、私はこれは南三陸町として将来にわたって維持管理できると、南三陸町の一つの目的地として生かしていくべきだと思います。

ですから、賛成いたします。皆さんのご判断をよろしくお願いいたします。

○委員長（山内昇一君） ほかに反対の討論者はおりませんか。

賛成討論の方はありませんか。千葉委員。

○千葉伸孝委員 要望書を最初、ホテル観洋のほうで副社長が町のほうに要望書を出した。その時点で私は議員ではなかったもので、そのときに行政とのやりとりというのは私はわかりませんでした。

ただ、今回の請願の筆頭で名を連ねた理由は、やはり高野会館の必要性というのは、津波の脅威をあらわすためということが私は一番だと思います。そして、高野会館になぜ今必要かといえば、今多くのところで震災遺構ということで議論していますが、本当は町民の方もやっぱり残してほしいという人がいるんでしょうけれども、なかなかその人たちって、芸能祭で高齢者の方があそこでお世話になって、今は何とかこの被災地の中で生きていくというような状況の中で、声を上げられない状況に私はいると思います。本当はあそこを残してほしいと、私が助



かった場所だと、そういった形であそこの建物は将来的には本当にそういった自分の命が助かった場所ということでも、今生きていく人たちの力に私はなると思います。

あと町のほうで佐藤 仁町長が、私はかたくなだと思っんです。かたくなに高野会館の震災遺構反対。そして、今後藤委員も言っていました、保存に関しては町の財源はないと。そして、祈念公園のエリア内には無理だと。やっぱりこの辺に関しては無理な部分がたくさんありますけれども、やれる部分ではアスベストも含めていろいろやっていく部分、高野会館の状況を改善していくのは、やっぱりホテル側でそれは今後やっていけばいいことだと私は思っています。

そういった中で、今45号線ができてい海側の部分というのは、以前は橋もあり、道路もしっかりあったものが、今は全て震災復旧、何も行われていません。それというのは、私は町の怠慢だと思います。やっぱり事業所があそこで残すんだということを希望しているんだったらば、町では何とか事故のないように橋の整備とか、その辺も町でやらなければいけない義務だと思います。あと外構もできる範囲で助けてあげるといことは、町としての役目だと私は思っています。

あとこの間、さんさん商店街の入り込み数100万人を超えました。本設から1年5カ月、しかしながらホテル観洋さんの貢献度なくして、この交流人口の拡大は私は無理だと思います。外国から国内から団体、防災旅行で来た人たちが、どこに泊まるんですか。団体で来た、4台もつるんで来たら、160人どうやって町で、その観光客を誘致して泊めるんですか。そういった町への貢献度を考えれば、町としてもやっぱり高野会館さんの保存というのは、ホテル観洋さんと共同でやっていくべき活動だと私は思っています。余りにもその辺の、今町のために一生懸命頑張っているホテルさん、そして語り部、そして震災の状況を伝えるために活動している一会社ではありますが、このぐらい貢献している会社って私はないと思います。

そういった意味合いでも、今目の前にあるあそこを遺構にしていくためのいろいろな問題を、1件1件今後改善していけば、今すぐどうのこうのじゃないと思っんですよ。私は今後もこの問題について議論していって、最終的には防災庁舎が震災遺構となったわけじゃないですからね。20年以降、県のほうに県有化されて、その後でどうするか皆さんで議論してくださいという。その時期になったときに、あの鉄骨の防災庁舎は一体どうなっているのでしょうか。私もそれが心配です。そして、20年後に最終的に決断したときに、防災庁舎がもし朽ちて危険が及んでいたら、あそこを祈念公園として多くの人々が来たときに何か事件があったらば、事故があったらば、それこそ私は大変だと思います。

だから、防災庁舎も高野会館もそういった改善に取り組んでいって、初めて将来につながる建物だと私は思います。ですから、これからという、南三陸町のこれから、将来、あと交流人口の拡大、全てのことを加味して、高野会館は今後残していったほうがいいと私は思います。そして、高野会館をどうするかは、あの場所としてどうするかをこれから議論していくものだと思います。わかってほしいのは、ホテル観洋の南三陸町に対する貢献度、これを皆さん忘れてはいないかと私は思います。ここで採決、不採決があるかもしれませんが、貢献度を考えてください。その辺を考えれば、方向性はある程度心の中のもやもやの中で、今後ホテルがやっていくべきものというのは、ますますもっと重要なものになっていくと思います。

そういったことから今回の請願に関しては、できれば多くの皆さんの賛成をいただき、今後もこの問題について審議していくような場としてほしいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（山内昇一君） ほかに討論はございませんか。賛成討論。今野委員。

○今野雄紀委員 賛成の立場ということで、一言討論させていただきます。

震災から7年、復興という名のもと土木工事が進む中、ついに折立の壊された海岸線も最近きれいになりつつあります。残念ながら。これから復興を確認していくには、風化の防止を初め、やはりリアルを残していくことが大切だと思っております。幾らIT技術の進化の中でデジタルを残すことよりも、リアルを残すことが何倍、何十倍も大切であり、必要であると思います。

現在、祈念公園が整備中であり、その中にまるでマッチ箱のように、防災庁舎が小さく涙しているようにしっかり化粧され、小さなリアルが存在しています。これから町の犠牲になった人たちの鎮魂の場という名の祈念公園、実際は商店街への集客のための客寄せパンダのような公園整備だと私は思っております。

このような状況の中、高野会館はまさに生きたリアルを震災遺構として保存することに、これから何十年先、大きな町の財産となり得る高野会館の保存に賛成したいと思います。

本来ならば大川小学校と戸倉小学校、防災庁舎と高野会館、多くの命を失ってしまった建物と多くの命が助かった建物、戸倉小学校は残念ながら解体されましたけれども、正と負をより対比させるように震災遺構を保存することが重要だという思いも、あわせて述べさせていただき、賛成の討論とさせていただきます。

いささか前委員の迫力ある反対討論に比べ、力なかったかもしれませんが、まだ迷っている委員の賛成への賛同を願って、賛成討論とさせていただきます。

○委員長（山内昇一君） ほかに討論はございませんか。反対討論、ございませんか。討論はございませんか。

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより請願2の1「高野会館」を震災遺構として保存することに関する請願書を起立により採決いたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を願います。では、お願いします。賛成の諸君の起立です。

〔賛成者起立〕

○委員長（山内昇一君） 起立少数でございます。よって、請願2の1「高野会館」を震災遺構として保存することに関する請願については、不採択すべきものと決しました。

特別委員会での審査結果につきましては、委員長報告を作成し、議長に対し報告することといたします。

次に、災害公営住宅での修繕を要する箇所についてを議題といたします。

ここで、説明員の準備のため、暫時休憩といたします。

再開は3時30分といたします。

午後3時18分 休憩

---

午後3時30分 再開

○委員長（山内昇一君） それではおそろいですので、再開させていただきます。

初めに、山内孝樹委員が退席しております。

前回の委員会におきまして、修繕を要する箇所が発生している災害公営住宅を現地調査したわけでございますが、その中で柘沢の災害公営住宅を調査した際に、地盤調査の内容についてご質問があり、その場で回答しかねるということでございました。本日、改めて建設課職員にご出席をいただいておりますので、担当課長による説明を求めます。三浦建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ご苦労さまです。

答弁保留したのがたしか2件ほどございます。1点は、今委員長お話しのとおり、地盤の状況がどうかということでございます。

多分、質問が地山であるか、盛り土であるかという言い方だったと思いますが、柘沢については建物の建てる部分については、ほぼほぼ地山だと。それから、ボーリングデータが今手元でございますけれども、建物が建っている地盤につきましてはN値が50ということで、基礎と

しての地盤は十分あるものと、書類上は判断ができるかと思います。

それから、1階廊下部分の水たまりの件でございますけれども、設計上は1%の水勾配をつけて仕上げるといような仕様になってございます。ここの確認の方法といいますか、基本的に施工方法として数字的にこの数字を超えたら不合格、または合格というものは、国のほうの指針を見ても示されてございません。基本的には目視によるということでございますので、1%でございますので、要は1メートル行って1センチ下がるという勾配でございます。見た目はほぼほぼ平らに見えるという状況かと思いますが、設計上はついていると。ただ、こて仕上げといいますか、最後の仕上げの段階で若干の誤差が発生して、それが水たまりになっているという状況だと思われま。

ただ、それをもってすぐ瑕疵かという、国が示された基準からいうと瑕疵には該当しないと。あくまでも誤差の範囲だということが言えるかと思います。

以上でございます。

○委員長（山内昇一君） ありがとうございます。

担当課長による説明が終了しました。これから質疑を受けたいと思います。これまでの説明に対し、聞きたいことがあれば伺っていただきたいと思います。及川委員。

○及川幸子委員 及川です。何点かお伺いします。

柘沢住宅は地山というご説明でしたけれども、では、なぜあのような亀裂がそちらこちらで見られるのか。そしてまた、東団地も建物自体に亀裂が入りますけれども、なぜそういうふうな亀裂が入るのか。

それと、ここも沼田もそうですけれども、伊里前、柘沢もそうなんですけれども、違うのは戸倉の住宅でした。あそこの通路は2メートルくらい行くと、線が入っているんですね。コンクリートがべらではなくて、だからコンクリート同士が引っ張られて亀裂になるということがないのかなという素人判断です。なぜそういうふうな建物もあるのに、こちらはそう。前回、課長は専門用語で言ったから、私はその専門用語を覚えてませんけれども、コンクリートが引っ張られて、そういうふうな亀裂が入るといような言葉も話しました。そういうことが想定されるのであれば、どうして戸倉のようなそういう方法をとらなかったのかということをお伺いいたします。

○委員長（山内昇一君） 課長。

○建設課長（三浦 孝君） 全ての住宅について全ての図面を見ているわけではありませので、全てお答えできるかどうかわかりませんが、柘沢の廊下部分の施工を見ますと、まずもっ

て土間コンクリートを打って、その後に水勾配等の仕上げのために、モルタルで仕上げをして  
ございます。基本的には土間コンクリートが乾いてからモルタルの仕上げをするということ  
に、そういうふうにやらざるを得ない構造になっておりますので、それについてどうこうでは  
ないんですが、基本的には下がある程度固まっている状態の中で、上にさらにコンクリートを  
打つと、当然この間申したとおり、固まるまで、硬化するまで若干の収縮、縮まっていきま  
す。ところが、下にコンクリートがしっかりしてあると、表面部分の縮まる力と力は解放され  
ておりますけれども、下はどうしても下のコンクリートに制限されるということで、コンクリ  
ート内部でひずみといいますか、そういう力が働くと。それが場合によっては亀裂が入るとい  
うことがあると言われておりますので、柵沢の状況を見ると、そういうことが一つの原因なん  
だろうと。

前は図面がなかったので、パイプ等が入っていればというお話をしましたが、図面を確認  
するとパイプ等は入ってなかったので、次に考えられる原因はそれだというふうに考えてござ  
います。多分議員おっしゃった目地をつけられなかったのかというお話ですが、そこについ  
ては当然目地が、亀裂が発生することを前提に、そこにわざと亀裂を最初からつけるという方法  
もございます。ちょうど柱が、木造ですと柱が割れないように最初から見えないところにのこ  
で引いておくということがございますけれども、あれと同じようなことがやれなかったのかと  
いうことだと思うんですが、なかなかその判断というのは難しいところがございまして、当  
然そこに亀裂が廊下に対して直角方向に発生をしておりますので、多分そういう方向に入ればも  
しかすると亀裂の発生は防げたかもしれません。ただ、歩くのに対して横にそういう亀裂をわ  
ざとつけなければならないものですから、そこは高齢者の方が歩いたときに要はつまずいた  
り、そういう事故も考えられるので、多分それはしなかったんだろうというふうに考えられま  
す。

それから、東団地のクラック、建物についてのクラックですけれども、当然クラックが発生  
する場合いろいろな原因があるので、一概にあそこがどうだということは申し上げられないん  
ですが、少なくとも建物が傾いているためにこのクラックが発生したとは考えにくいところ  
がございます。いずれこれは仮定でございますけれども、大分余震等も多うございます。コンク  
リが完全に固まる前に激しく揺れますと、当然その部分にクラックが発生することもございま  
す。また、それ以外の例えばコンクリートそのものの性質によって発生する場合もございま  
すので、そこはすぐに結論が出るような内容ではないというふうに考えておりまして、原因はい  
ろいろあると思うんですが、これだという確証が持てる結論にはまだ至っていないという状況

でございます。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 今の説明ですと、高齢者が歩くから目地を入れないんだという説明ですが、戸倉のほうも高齢者の人たちが入ってるんですよ。それでもちゃんと立派な目地が入って、みんなきれいにやってるんですね。だから、一概にそういうことは言えないのかなと思います。

そして、またさらに伊里前などは、1回直して、またさらにやってるんですよ。上に吹きつけ。今後そういうことはたび重なる、毎年剥がれていくと思うんです。それも塗った後だから議員の皆さんが行ったときはきれいになってますけれども、剥がれたときなんか行くと、私写真撮ってますけれども、大きく剥がれているんですよ。線どころでないんです。こんな大きくあいてしまってるんですよ。だから、今後そういうことが起きてくるんです。そうすると、いつまでも瑕疵担保、瑕疵担保でやっていけるのか。そしてまた、沼田のクラック、建物のクラックもずっと見ていて、どうなのか、どうなのかと。瑕疵担保責任が終わって2年過ぎて、5年過ぎてというふうになっていくのか。どういう今後それらに欠陥、我々から言わせると欠陥住宅と呼ぶことも考えられるんですけれども、どのような対策をとっていくのか、ご説明願います。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 伊里前の剥がれたというのは、多分舗装の部分のカラー舗装の上のですね。当然それは消耗品なので、時間がたてば当然剥がれるといたしますか、そんな厚いものではございませんので、通常道路にもやってますけれども、通行によっていつまでも半永久的にもつものではないので、それはある程度織り込み済みといたしますか、いずれ補修をせざるを得ないものと考えられます。

それと、欠陥ということでございますけれども、瑕疵についてはやるべきことをやってない場合に発生したときということになりますので、本来であれば契約書、特にこれは買い取りでございますので、契約書に瑕疵の項目、これは瑕疵である、瑕疵でないというふうにしっかりとって、民間の場合は多分そうやって建て売り住宅等々は多分求めているんだと思うんですが、いずれ「瑕疵」という字を見ると「きず」と読みますので、傷が全て瑕疵かという、そうではないことが考えられますので、一概にその全てについて、クラックが入ったから全て業者の負担で瑕疵担保期間にやらなければならないというものではないんだろうというふうに考えています。

それから、今品格法というものがございまして、当然欠陥住宅の問題いろいろ騒がれておりますけれども、あくまでもその構造体、それから雨漏りに関するものについては、いろいろこまい点はございますけれども、基本的には10年間契約書がなくても対応しなければならないということでございます。10年間の根拠は、損害賠償の時効が10年ということになってますので、今の不動産の取引からいうと10年間はもし東の団地のクラックが建物に入ってますので、あれが構造的なかなり問題が生じたということになれば、当然10年以内であれば、それを立証しなければならないところもございまして、それは業者のほうで負担していただくということになりますし、そうでないものについては、いわゆる土間コンクリートについては、ある意味消耗品という言葉があれですけども、それに近いものでございますので、当然公共物の管理計画の中で40年間でこのくらい、120億ほど災害公営住宅についてはかかりますということをお示ししておりますので、当然その中に入っている一つの金額というふうに捉えていただければと思います。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 沼田の東のクラックの入った建物については、毎年クラックの大きさを調査していくのかどうか。そうすべきだと思いますけれども、年々クラックが大きくなっていくとか、そういう調査はすべきだと思いますけれども、いかがですか、その辺は。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 沼田は隣でございまして、ちょうどことしが2年目ということで、2年目の瑕疵検査をしております。当然既にわかっているものについては、業者のほうに申し上げますし、それで業者が立ち会いの上、原因が何であるか、それと対応と申しますか、補修方法がどれが適切であるか、原因がわからないと補修方法が出ないわけですけども、それはこちらから業者のほうに申し上げて対応していただくという予定になってございます。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。ほかに。村岡委員。

○村岡賢一委員 先ほどありました柘沢等の水たまりの件なんですけれども、あれを修理する予定はあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 水たまりをもし直すとすれば、一応全部モルタルの部分も少なくとも取り去って、除去して、もう一度作り直すという以外、実は方法がないと考えられます。それで民法の中に、些細な瑕疵であれば、その対応するにお金がいっぱいかかるときは対象を

免責されるという状況がございます。多分1ミリ、2ミリ、2ミリあるかどうかわかりませんが、その程度の修正でございます。そのために全てのモルタル部分を取り去って復旧をする。ただ、復旧してもまた同じようなことが考えられるということになると、そこは法に照らせばこちらは要求できないことなんだろうというふうに考えてますので、いずれ何らかのどうしてもということになれば、状況を見ながら何らかの対応をしなければならぬと思いますけれども、業者がそれを全てやらせるのはどうかと考えてございます。いずれ町の負担も、そういうふうになれば発生するんだろうというふうに思います。

○委員長（山内昇一君） 村岡委員。

○村岡賢一委員 やはり水がたまるということは、今は暖かいからいいんですけれども、例えば冬場になって水が凍って、そこを歩いていて転んでけがをしたりするということになりまして、大変けがをした方は大変なことになりますので、それを心配しております。例えばお金のかからない方法でいろいろ考えてもらうといいかと思うんですけれども、まずもって水のたまる場所だけでも、その水がたまらないように、足にかからない程度の溝を掘ってあげるとか、まずもって簡易的な対応でもいいので、水だけがたまらないような方法を講じるということではできないんでしょうかね。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 多分これがセンチ単位でのくぼみであれば、多分可能かと思うんですけれども、多分1ミリ、2ミリの世界ですので、なかなか対応と言われましても、すぐにやれるやれないの判断は、ちょっとここではつかない状況でございます。当然これ、建設費は国交省で出しています建築の標準共通仕様書というものでございますけれども、その中で床塗りの仕上げ方法というのが載ってます。これに従って施工したものについては、瑕疵ではないということになりますので、多分このとおりのもう一度作り直したとしても同じような結果になるかと、繰り返しになりますけれども、なるかと思えますし、その1ミリ、2ミリを修正するやり方というのが果たしてあるかどうか、そこはしっかり、少し研究をしないとなかなか答えは出せない。議員のおっしゃっていることは十分理解はできるんですが、なかなかできるところでできないことがございますので、そこはちょっとご理解いただければと思います。

○委員長（山内昇一君） ほかに。今野委員。

○今野雄紀委員 私も1点だけ伺いたいと思います。柘沢住宅、一番最初に行ったところなんですけれども、コンクリートの亀裂、これ先ほど課長、モルタル仕上げの部分がひびが入ったというんですけれども、その傷というか、ひびの深さというのはどれくらい深いのかどうか。そ



の点1点と。

あと現場でもちょっと聞いたんですけども、課長、今の前者への答弁でもあったんですが、図面に全て目を通していないという答弁あったんですが、私、2階に上がってみたら、廊下にコーティングというか、何か敷き詰められてました。それで枳沢の場合は、1階が2階の廊下みたいに何か敷いてなかったのも、もしかすると図面がどうなっているのか、あその1階も2階と同様何か敷物がされるはずだったんじゃないか、そういう確認ができるのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 亀裂につきましては、コアを抜かないと多分確認、要は丸い穴をコンクリートカッターで標本をとって、それで亀裂の深さを測定するしかないということなので、外見的に深さを想定はちょっとできませんので、もしやるとすれば機械を持って行って穴をあけて、テストピースを採集して、それで確認をするしかないと思いますので、今のところその計画はございません。というのは、もう既に亀裂の補修は終わっていますので、今さらという部分がございます。

それと、その床仕上げでございましてけれども、1階部分の廊下については図面を見る限り、最初から計画はございませんでしたので、金ごて仕上げといいますか、モルタルを金ごてで平滑に仕上げるといってございまして。

○委員長（山内昇一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 今、課長答弁あったんですけども、先ほどモルタル仕上げというのは厚さどれぐらいなのか、私素人なのでわからないので、その厚さを伺っておきたいと思います。

あと仕様なんですけれども、やっぱり最初枳沢に行ったときに、随分この廊下が老朽化してるかと、そういう経年劣化の感じがしたものですから、その上のコーティングみたいなものがあれば、そういった部分が幾分和らげられたのかなと、そういう思いもありました。そこで再度伺いたいのは、常識というか標準仕様からすると、私は上もコーティングになっているんだしたら、下もするようになるのが普通じゃないかと思うんですけども、そこはどのように、課長に聞いてもわかるかどうかかわからないんですけども、一般的なあれはどのようになっているのか伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まずもって、モルタルの厚さでございましてけれども、数字が載っていないので図面から拾うと、4センチから5センチ程度の厚さをもって仕上げをしているようで

ございます。4センチから5センチになります。勾配をつけなければならないので、ミリ単位で勾配はつけません。土間コンクリートはレベルでございますので、そこからミリ単位で勾配を物理的にできませんので、一定の厚さを確保しながら勾配をつけるということで、4センチから5センチでございます。

それと、1階と2階の仕上げの違いでございますけれども、ここは何とも、逃げるわけではございませんけれども、設計に参加をしてない者からすると、なかなかお答えはできないところでございます。設計の意図がよくわからないので、1階、2階の違いが、多分通常は1階が、隣もそうでございますけれども、打ちっ放し、2階以降がシート等をかけて仕上げをしている。一つは、1階については土の上に碎石を敷いて、それから土間コンを打って、コンクリートということで、水が浸透しても特に影響がないだろうと。ただ、2階については、当然それで床を支えていますので、万が一水が浸透して中の鉄筋等がさびますと、まさに亀裂が亀甲状、亀の甲羅みたいにかかなり広がっていきますので、それを防ぐためにはやはりシートが必要なんだろうと、そういうふうには考えられると思います。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。ほかに。高橋委員。

○高橋兼次委員 では最後に、いろいろ話出ましたけれども、けが人や事故がないうちに対応してください。安い高いもあると思いますが、入居者はそういうことを想定して入っているわけではありませぬので、苦情が出たら即対応していただきたい。

一つ例を挙げると、応急的に工事してくれというような流れの中で、けが人が出たからやったと、そういう例もありますのでね、けが人が出ないうちに、特に冬場など危険が想定されますので、その辺はしっかりやってください。以上です。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 当然緊急性のある部分については、これまでも入居者からご要望いただいた部分については、現場を確認し、必要な対応をとらせていただいておりますので、それについては今後とも変わりはないものというふうにご理解いただければと思います。

○委員長（山内昇一君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 1点だけ質問させていただきます。柘沢災害公営住宅、その後で桜沢ができて、あと伊里前ができて、戸倉ができて、あとは東団地もあるんですが、その後で西工区とかできて中央部だと思うんですが、2年目たったらば調査するという事なんですが、まだ2年たっていない災害公営住宅の中で、やはり住民から苦情とかそういったものが出ている。その辺だけお聞かせください。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） さまざまなご要望はいただいております。それについては記録をとって、口頭ではなく文書で各業者のほうに報告をして対応していただいているという状況でございます。

○委員長（山内昇一君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 ありがとうございます。問題点は何点かあると。その問題点あったのは、業者のほうにとりあえず連絡していると。しかしながら、再工事とか直す工事に関しては、2年目終わってから工事をするとか、そういう感じなんでしょうか。それとも、その問題点があったらすぐ業者のほうで入ってもらおうと、その辺だけお聞かせください。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 委員おっしゃるとおり、当然原因がしっかりしていて、対応が可能なものについては、その都度対応させていただいています。ただ、業者のほうでも、結局瑕疵に当たるかどうかという、我々との議論がちょっとございまして、難しいものについては若干時間をいただいているという状況でございます。

○委員長（山内昇一君） ほかにございせんか。

○議長（三浦清人君） いろいろと質問、答弁聞いておるんですが、議会宛てにこの要望書という正式な文書で来ておりました、そしていろいろな項目が書かれて、皆さんも見てるかと思えます。それを執行者あるいは瑕疵担保責任等で、業者のほうに直してもらうものは直してもらってほしいみたいな内容になっておりますから、その辺のところをきちっとわきまえて、先ほどの答弁を聞いていますと、お金が云々とか、だからやらなくてもいいんだみたいになってくるとまずいので、我々そもそも要望をもらった議会としては、今度は要望者に対して話をしなければならぬ立場ですから、曖昧な答弁では困るんです。やるんならやる、できないんならできない。私ども自分たちで判断できないなら、町長にさせる。業者にさせる。はっきりしてもらわないとね、何だかせつかく要望書を出してもらった人たちに対して申しわけない。私はそう思ってますよ。その辺きちっとやってください。終わります。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 要望書をいただいた件は承知をしております、ほぼほぼ対応は終わっていると。水たまりの問題と、事前にその要望書が来る前に実はいろいろそれ以外に、事前にさまざまご要望をいただいておりますけれども、その段階では水たまりのご指摘はいただけないということでございます。

前回現場を見て、そういう水たまりがあるということをご指摘をいただきましたので、それについては先ほど申したとおり、その水たまりがミリ単位であるために、逆にその施工が、どういう対応ができるのか、大変今検討しているという状況でございますので、決してやらないということではないので、ご理解いただければと思います。

○委員長（山内昇一君） ちょっとお待ちください。

ただいま4時を報ぜんとしてますので、この件について終了するまで時間延長してよろしいですか。それでは、よろしくをお願いします。

ほかに質問はございますか。（「なし」の声あり）

それでは、ないということで、本調査事項については終結し、必要に応じて調査事項として取り扱いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） それでは、そのように取り進めることにいたします。

お諮りいたします。次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長に一任していただきたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。よって、次回の会議はそのように取り進めることといたします。

次に、その他として、委員から特別委員会についてご意見があれば伺います。（「なし」の声あり）

ないということで、ほかになければ、以上で本日の会議を終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。

ここで後藤副委員長より閉会の挨拶をお願いします。

○副委員長（後藤伸太郎君） 本日、取り扱いました調査事項2件につきましては、一定の結論が見出せたのかなと思っております。引き続き震災対策特別委員会としては、さまざまな問題に取り組んでいく必要があるんだろうと思えます。大盤平のこともありますので、委員各位からさまざま検討いただいたことは、その都度委員長、副委員長に言っていただければ、前向きに調査を検討していきたいと思っておりますので、今後とも引き続き運営にご協力をいただければというふうに思っております。

本日は大変お疲れさまでございました。

○委員長（山内昇一君） 以上で、東日本大震災対策特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時01分 閉会